

一般事業主行動計画

学校法人岐阜済美学院

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：育児休業中の職員に仕事関係情報の提供及び相談体制の整備を進め、円滑な職場復帰を支援する。

<対策>

- 令和3年4月～ 育児休業取得の教職員への聞き取り及び問題点や課題の検討
妊娠・出産等に係る健康管理に関する相談体制の検討
- 令和4年4月～ 情報提供内容、時期及び回数などの再検討
- 令和5年4月～ 育児休業者が出た場合に実施
復帰後、情報取得者への調査、次回に向けての検討（随時）